

国連防災世界会議 防災教育日本連絡会 会則

- 第1条 本会は、国連防災世界会議防災教育日本連絡会という。
- 第2条 本会の事務所は一般社団法人防災教育普及協会内に置き、仙台事務所は東北大学災害科学国際研究所に置く。
- 第3条 本会は、第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会が実施する企画等を通して防災教育を日本と世界に発信し、防災教育の発展と普及を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業や活動を行う。
- 一、防災教育行事の企画の検討とその実施。
 - 一、防災教育の「仙台宣言」の起草、採択、発信。
 - 一、実施のために必要な資金集め。
 - 一、防災教育行事の連絡、調整。
 - 一、その他、世界会議を成功させるために必要な活動。
- 第5条 本会の会員は、第3条の目的に賛同する個人、団体等をもって構成する。
- 第6条 本会は、会長、副会長で構成する正副会長会で業務を執行する。
- 2 会長、副会長、監事は総会において選出する。
 - 一、会長 1名
 - 一、副会長 8名以内
 - 一、監事 1名
 - 3 正副会長会は、副会長が定員に満たない場合は補充することができる。
 - 4 会長は、必要に応じて顧問を任命することができる。
- 第7条 本会の行事の運営のために運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は会長が会員の中から委員を募り、構成する。
 - 3 運営委員長は会長が指名する。
- 第8条 「仙台宣言」の作成のために起草委員会を置く。
- 2 起草委員会は会長が有識者を募り、構成する。
 - 3 委員長は会長とする。
- 第9条 本会の事務処理のために事務局を置く。
- 2 事務局長は会長が指名する。
- 第10条 連絡会の経費は、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
- 第11条 この会則に定めるもののほか、連絡会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成26年11月27日から施行する。